

公園地域説明会

平成22年1月16日(土)

午前10時～12時15分

学習センター 集会室

出席者 谷澤 横田 加藤 長嶋 海野

庁内検討委員 西田

元懇話会委員 浅野 河井

参加者数 13名



北本市自治基本条例地域別説明会 公団地域説明会

日 時 平成22年1月16日(土)
午前10時～12時15分
場 所 学習センター集会室
参加者 谷澤 横田 加藤 長嶋 海野
西田(庁内検討委員)
浅野昭八 河井宏暢(元委員)
参加者数 13人

<質疑応答>

意見 専門用語が多くて説明が分かりづらい。もっと分かりやすいことばで説明して欲しい。

回答 これからの説明の参考とさせていただきます。ご意見ありがとうございました。

質問 地方分権の時代といっても簡単に権限と財源は移譲されないのではないか。

回答 現在まで、少しずつ権限の移譲が行われています。数年前には、所得税と住民税の比率も見直されました。今後、権限や財源の移譲が進められた時に対応できる(自治体として自治ができる)地方公共団体となるためには、地域住民の皆さんとの協働が欠かせないと考えています。

質問 公団は賃貸住宅だけが2,000戸あるという特殊な地域である。また、60歳以上の一人暮らしの高齢者が非常に多くなっている。高齢福祉について、市は今後どのような対応を考えているのか。

回答 個別の政策については、それぞれ事務を関係する課と連絡を取って計画に基づいた事業を進めています。今後も担当課が中心となって取り組むものですが、それぞれの計画等を立てる際には、市民参加で皆さんの意見を取り入れて市の事業を進めていくこととなります。
(河合元委員から これからは、役所にすべて考えてもらうのではなく、我々市民も一緒になって考えていかなければなりません。)

意見 懇話会の元委員の方からは、どのように市民同士が話し合ったのか、もっと泥臭い話を聞きたかった。

意見 説明が長い。工夫をしてほしかった。

意見 市の広報紙で周知したと言うが、いったい広報紙をどれくらいの人を読んでいるのか。それほどは読まれてはいないのではないかと思う。

回答 市政情報を市民の皆さんにより効果的にお伝えできる媒体として広報を活用してお知らせしました。そのほか、ホームページへの掲載や駅や公

共施設の掲示板へのポスター掲示、地域コミュニティ協議会の会長と区長あてに開催の案内を差し上げたところですが、なかなか直接自分の生活に関わるもの意外は見えていただけないところがあると考えています。情報発信の仕方についても今後、より良い方法を研究していきたいと思っています。

（河合元委員から 以前に市が実施した市民意識調査では、広報きたもとを毎回しっかり目を通してしている人が26.7%、ざっと目を通してしている人が43.3%、興味のあるものだけに目を通す人が10.4%ですからかなりの人が目を通していていると思います。）

意見 以前市が実施していた「市長と語るつどい」のように、市長が直接出てきて、市民と対話を持つ機会を設けてほしい。

回答 今後、市民参画推進条例を研究していく中で検討していきたいと思っています。

意見 条例の解釈については、地方自治法をはじめとした他の法律との絡みで、十分に注意する必要があると思う。

回答 地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができると日本国憲法には規定されています。これからの説明会でも気をつけて説明していきたいと思っています。

質問 自己決定、自己責任と言っているが、それでは、自治体としての責任が後退してしまうのではないか。

回答 国とは別の地方公共団体としての自己決定・自己責任を申しあげたところで、その中で、市民の権利と責務、議会の責務、市長等の責務をそれぞれ明確にしたところでは、

市長等、つまり行政の責任を後退させるという考え方はございません。

質問 出前講座として各自治会へ説明に来てくれるのか。

回答 出前講座に登録し、市民の皆さんの要請に応じた説明をしております。

— 他に条文の解釈に関する質問有 —